平成２５年（フ）第５３９２号
大阪市東淀川区菅原２丁目２番20号　ハイツプリメーロ304号
債務者　末長　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０６号
大阪市生野区林寺４丁目３番６号　パシフィック林寺202
債務者　妹尾　宜明
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７３号
大阪市生野区巽北１丁目４番６号　第二ハイツダイシン405号
債務者　川島達夫こと　權　　相烈
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０９号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目２番８―811号
債務者　柳澤　輝男
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２６号
大阪府枚方市渚西２丁目27番14号、前住所大阪府枚方市樋之上町５番26―105号
債務者　前田　光雄
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４１号
大阪市淀川区木川西４丁目４番３―306号
債務者　平山　大助
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６３号
大阪市生野区田島１丁目９番27号
債務者　鄭　　威煥
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７９号
大阪市平野区瓜破１丁目９番14号　吉祥苑ハイツ31号室、前住所大阪市平野区瓜破２丁目１番36号　メゾンド・ギャルソンＶ103
債務者　上江田**成**勇
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００２号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目26番11号山栄ハウス２Ｆ南
債務者　増田　由佳
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２７号
大阪市東住吉区今川３丁目８番24号マンション南海107号
債務者　下園　幸裕
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１号
大阪市旭区大宮３丁目９番29号　マンション笹倉203号
債務者　柿平　　優
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５号
長崎県長崎市向町1369番地２
債務者　下田むつ子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
北海道小樽市天神１丁目21番18号
債務者　永山いずみ
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７３６号
仙台市泉区加茂４丁目26番地の10
債務者　小澤ナンシーこと　ＯＺＡＷＡ　ＮＡＮＣＹ　ＬＡＢＥＳＴＥ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７３８号
宮城県多賀城市伝上山３丁目３番25号　コーポ佐藤202号室
債務者　渡邉　裕典
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７６８号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７番１―1301号、従前の住所宮城県塩竈市清水沢２丁目23番２―301号　市営清水沢住宅２号棟
債務者　鹿野由美子（旧姓猪狩）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８１号
仙台市青葉区北根黒松８番12号　昭和マンション黒松201
債務者　大羽　房子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係